

令和7年7月定例教育委員会会議録

日 時 令和7年7月7日（月）午後1時30分から  
場 所 市役所南別館3階 教育委員会室

**出席者**

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、宮田委員

説明者：黒木教育部長、清水教育政策課長、宮崎学校教育課長、湯田生涯学習課長、徳永文化財課長、田之上都城島津邸館長、種子田総合政策課長、氏原総合政策課主任主事、立元学校教育課指導主事、日高学校教育課主事、甲斐教育政策課指導主事

事務局：山崎教育政策課副課長、守教育政策課主幹、関根教育政策課主任主事

**1 開会**

教育長は令和7年7月7日の定例教育委員会の開催を宣言した。

**2 市民憲章朗読**

**3 前会議録の承認**

前回会議録について署名を求める案件はないことが報告された。

**4 会議録署名委員の指名**

都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定に基づき、宮田委員と赤松委員が署名委員として指名された。

**5 教育長報告**

**5.1 議事の一部非公開について**

教育長から、虐待案件及びその他の事項については、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とするよう提議され、異議なく承認された。

**5.2 学校・地域の取組について**

教育長から6月の報道に基づき、学校と地域の連携による様々な取組が報告された。

### 5.2.1 田植え体験

石山小学校及び梅北小学校において、地域の方々の協力を得て、児童による田植え体験が実施された。地域の方々が田んぼを貸していただき、苗を1本1本手植えする作業を通じて、児童が農業体験を深めた。

### 5.2.2 吉之元小学校トモダチプロジェクト

6月中旬に道の駅マルシェに出店し、全児童が参加した。手作りワークショップや粘土アートの作品が完売するなど、大成功に終わった。

### 5.2.3 高崎中学校生徒ボランティア

泥んこバレーのイベントにおいて、中学生ボランティアが田んぼの中の怪我リスクとなる物を拾い上げるなど、地域を支援する活動を展開している。

### 5.2.4 温泉プール利用による水泳授業

今年度から、一部小中学校のプール使用を見直し、地域の温泉施設を活用している。温かい温泉水の利用により、児童の安全性と快適性が向上している。

### 5.2.5 高城小学校と高城高校の交流

高城小学校の6年生がミシン学習を目的として高城高校を訪問し、高校生の指導を受ける取組が実施された。

## 5.3 授業時数削減に関する報道等について

教育新聞6月16日の報道に基づき、基準を大幅に上回る授業時数の改善に関する議論が説明された。

基準を大幅に上回る授業時数の改善について、現在、平均的な日本の学校では1,086単位時間の授業時数を設定しているが、都市内の最大値は1,120時間を超える学校が存在することが指摘された。

この状況について、教科は教科として、地域との関わりは地域の関わりとして、それぞれに全て時数を分けてカウントすることが原因であると分析された。教科の中に取り込める地域との学習も多数存在するため、そういった点も加味していただきたいとの見解が示された。

文部科学省の中央教育審議会では、上回る授業時数について、計画段階で真に必要な時数が見極められるようにすることと、指導体制に見合うよう改善を促進していくとしている。

この中で二つの懸念点が示されている。

懸念点1：不測の事態があっても、標準を下回らないようにしなければならないという点。ただし、コロナの時期には標準を下回ったが、文部科学省は履修内容がカバーできていればOKとしてきた経緯がある。

懸念点2：時数を確保しないと教科書が終わらないという点。

このうち、教科書が終わらないという問題については、教科書の重点化や分量の精選を推進すべきであるとの提言がなされている。これまで膨れてきた教科書のページ数が、今回から削減されるのではないかと期待されている。文部科学省は教育内容の大元は変えないとしているが、教科書はどんどん膨らんでいるため、それを縮小していただきたいとの見解が示された。

懸念点1の不足の事態への対応策については、裁量的な時間を1,015時間以内に設定し、個性や特性に応じた学びや研究活動等をうまく組み合わせて、年度当初でもカリキュラムマネジメントで他の教科や裁量的な時間から時数を当てることのできるようにする。

今回新たに「裁量的な時間」という概念が導入され、総合的な学習の時間とは異なるものとして、1,015時間の中にこの裁量的な時間も含めることとされた。

このような手順により、年度当初の計画段階で真に必要な授業時数の設定が容易になり、二つの懸念点がクリアになるのではないかとの見解が示された。

教育新聞の翌日である6月17日に朝日新聞が「週28、27コマも可能 授業時数の減らし方を文部科学省が例示」との記事を掲載した。

現在、週5日間で毎時間6時間ずつ実施すると30時間になるが、30時間にならずに済むよう、現在は29時間で実施している学校が大部分である。都城市では週に1時間だけしか空きがなく、水曜日の午後になっていると思われる。

週28コマも可能ということは、週2時間どこかで余裕が出ることを意味し、週27コマの場合は週のうち、3日間ぐらいが5時間授業で済むことになる。現在、午前中授業で5時間持っている小学校も多数あるため、相当楽になるのではないかと考えられる。

同日、読売新聞では「小中学校の教科書のスリム化へ、内容を絞り込み…文科省『各教科の本質的な理解に重点を置くため』」との見出しで記事が掲載された。この方向性は間違いないものと考えられる。

#### 5.4 今後の展開について

新しい学習指導要領が策定される際には、このような内容が盛り込まれてくる予定である。実際に少しずつ世間に出てくるのが来年度後半からで、令和9年度には本格実施となる。

先生方も頭を切り替えないと、いつものように教科書をずっとなぞっていくような授業を行っていたら、到底終わらないことになる。そのため、しっかりと今のうちから研究を進めて、頭の整理をしておく必要がある。

質疑（委員）：次回教科書の採択時期はいつか。

回答（教育長）：令和10年度の中から始まる教科書となるので、採択は令和9年度になる。

意見（赤松委員）：教科書の内容は年々増加している。各教科の本質的な理解に重点を置いた教科書が出てくれば良い。

## 5.5 6月議会での一般質疑について

教育長から6月議会での一般質疑及び市教委の答弁が報告された。

### 5.5.1 特別支援教育の諸課題について（森議員）

森議員からの質疑に対し、個別の教育支援計画は支援内容や方法について関係者が評価を行い、子どもの成長に合わせて変更すること、保護者と共に作成すること、進級進学時に保護者同意のもと情報共有されることを答弁した。

### 5.5.2 児童・生徒のICT活用状況と学びの質の向上について（佐藤議員）

佐藤議員からの質疑に対し、読解力の育成と学習習慣の確立においてデジタルとアナログのバランスの必要性を答弁した。また、大人の生活においても文字情報のみで理解する機会が減少していること、デジタルとアナログの双方の利点を融合させることで学びをより豊かにできることを答弁した。

ICT活用における健康面への懸念に関する質疑に対しては、連続使用時間の目安は30分から1時間程度、目と端末画面の距離は30センチ以上、寝る1時間前からデジタル機器の使用を控えることが児童生徒向け保護者向けリーフレットで周知していることを答弁した。

### 5.5.3 学びの多様化学校について（別府議員）

別府議員から、学びの多様化学校と青空ラボの役割分担に関する質疑に対し、青空ラボはいわゆる教育支援センターであり、現在の学校に籍を置いたまま支援を行うのに対し、学びの多様化学校は転校又は入学により籍を置き、特別に編成された教育課程のもと、本人のペースを尊重した教育を実施することを答弁した。

### 5.5.4 教員の勤務時間について（岩元議員）

岩元議員からの質疑に対し、令和6年度一般教諭の平均時間外勤務は、小学校が4月に32時間

42分、中学校は5月に39時間44分を記録したことを答弁した。また、教頭については4月時点で小学校76時間53分、中学校88時間22分に達していること、月当たり80時間を超える者は、小学校一般教諭で4月に48名、中学校で5月に55名存在することを答弁した。併せて、校長会で4月と5月の業務見直しを提言したことを答弁した。

## 5.6 生徒指導状況報告

### 5.6.1 不登校及び不登校傾向

不登校及び不登校傾向の児童生徒数については、小学校が123名、中学校が233名となっている。5月の急増について、これまで病気による欠席は不登校としてカウントしていなかったが、病気と称しながら不登校傾向にある児童が無視できない数に達したため、5月からカウント方法を変更したことが説明された。

スプリング教室利用者は中学生15名、青空ラボ利用者は小学生8名、中学生15名となっている。

### 5.6.2 暴力行為

小学校2件、中学校1件が報告された。小学校5年生による4人の集団暴行、小学校2年生の繰り返される叩く行為、中学校3年生による1年生への暴力が報告された。

各事案に対しては、スクールカウンセラーや教育相談による対応が行われていることが報告された。

### 5.6.3 非行（器物損壊・窃盗）

小学校4件、中学校2件が報告された。コンビニでの万引き、大型スーパーでの累計6万円近い窃盗が小学校児童により行われ、万引き時に盗難した電子タバコを教室やトイレで喫煙していたことが判明した。中学校2年生による5万円相当の窃盗事案が警察に通報された。中学校3年生女子による祖父のタバコの喫煙事案では保護者が喫煙を認識しており、警察から指導がなされたことが報告された。

### 5.6.4 交通事故

小学校6年生男子が放課後に自転車で車と接触した事故であるが、2台縦列で自転車を運転していたところ、前の自転車が車に追突した影響で、後ろの自転車を運転していた児童が転倒し、怪我をしたもの。運転手は児童生徒に大丈夫か確認したが、大丈夫とのことだったため、一旦立ち去ったが、後日、運転手は自ら警察に報告した。

### 5.6.5 いじめ

5月は小学校113件、中学校21件が報告された。告白の場면을友人に動画撮影させ、TikTokに一時アップした事案が報告され、保護者からの連絡により認知された。現在は動画が削除され、

拡散されていないことが確認されている。

#### 5.6.6 声かけ事案

4件の小学生が被害を受け、50代から60代の男性による車への乗車勧誘、不審な男性による下半身露出行為、60歳代の男性による写真撮影と学校名の聞き出し事案が報告された。

### 6 議事

#### 6.1 報告第70号 令和7年度都城島津伝承館特別展「怪異の受容と南九州－歴史の中にいる妖怪・おばけたちについて－（仮）」開催要項の制定について

#### 6.2 議案第11号 令和7年度都城島津伝承館特別展「怪異の受容と南九州－歴史の中にいる妖怪・おばけたちについて－（仮）」観覧料の設定について

都城島津伝承館館長から、令和7年度都城島津伝承館特別展「怪異の受容と南九州－歴史の中にいる妖怪・おばけたちについて－（仮）」の開催要項及び観覧料について説明された。

開催期間は令和7年10月11日（土）から11月24日（月・祝）までであり、4章構成での展示が計画されている。第1章は「日本における怪異・妖怪現象」、第2章は「人と怪異の結びつき－政治・文化への影響－」、第3章は「南九州における怪異譚」、第4章は「都城地域における怪異の受容と文化・領政への反映」である。

関連イベントとして、10月10日の開会式典、11月2日の講演会（兵庫県立歴史博物館学芸課長 香川雅正信氏）が予定されている。

観覧料は一般500円、大学高校生400円、中学生以下無料（団体料金20名以上適用時は一般400円、大学生・高校生300円）と設定された。11月3日の文化の日及び11月23日の島津発祥まつり開催日は無料となる。

質疑（岡村委員）：展示構成案の文章が難しく、子どもたちにわかりやすい説明が必要ではないか。

回答（松田学芸員）：今後できるだけ平易でわかりやすい文章を心がけてまいります。

質疑（赤松委員）：105ページの河童の足について、他の施設の所蔵品との違いは何か。

回答（松田学芸員）：都城島津家のものも見た目は近いが、手足がそれぞれ残されているところが特徴である。

回答補足（都城島津邸館長）河童を捕まえた時の経緯に係る文献も残されているため、展示する予定。

質疑（宮田委員）：開催時期について、夏休み期間は検討されたのか。

回答（都城島津邸館長）：企画展開催時期としては春と秋が最適であり、文化に接しやすい秋に設定した。

報告第70号及び議案第11号は承認された。

## 6.2 報告第69号 令和7年度巡回企画展「都城のお城たち（仮）」開催要項の制定について

文化財課長から、令和7年度巡回企画展「都城のお城たち」の開催要項について説明された。子どもたちを含む市民に地域の歴史への興味を深めてもらうことを目的とし、中郷地区公民館、高城生涯学習センター、市立図書館ギャラリーで開催される。展示内容は3会場共通としながらも、会場規模や地域特色に応じて展示内容を調整する。歴史シンポジウムでは日本の城郭専門家千田嘉博先生を招聘する予定である。

質疑（赤松委員）：輪宝墨書土器についてだが、墨書きはどこに記載されているのか。

回答（文化財課長）：詳細は、展示の際、学芸員より説明させていただく。

報告第69号は承認された。

## 6.3 報告第59号 都城市不登校支援のあり方検討委員会設置要綱の制定について

教育政策課課長から、不登校児童生徒の実態を踏まえた学びの多様化学校の設置を初めとする、誰1人取り残されない学びの保障に向けた支援を実現するための検討委員会の設置要綱について説明された。

委員は8人以内で構成され、小中学校関係者、保護者等の代表、教育福祉分野の学識経験者、関係部課職員により組織される。

第1回会議は7月16日に予定しており、年3回程度の開催を想定している。また、専門部会としてカリキュラム検討部会を設置し、南九州大学の教員との連携を最大限に活かした新設教科のカリキュラム検討が行われる予定である。

質疑（岡村委員）：学びの多様化学校に対するニーズ調査の結果はどうであったか。

回答（教育政策課課長）：子どもたちに意見聴取を行っており、現在、取りまとめ中。改めて御報告する。保護者向けのニーズ調査も実施済みで、後ほど、総合教育会議の説明の中で報告させていただく。

質疑（岡村委員）：不登校でない児童が多様化学校を希望する場合への対応など今後検討していく必要がある。検討委員会の先生方も他の地域に研修に行かれるのがよいかと思う。

回答（教育長）：あり方検討委員会は継続して行っていく予定である。しっかりと検討していける体制を作っていくことが重要である。

質疑（宮田委員）：（不登校支援については）市内の民間の活動グループも増えてきているが、把握しているか。

回答（教育政策課長）：学校教育課とつながりのある団体等ある程度把握している。意見を伺いながら、支援の在り方を検討していきたい。

報告第59号は承認された。

#### 6.4 報告第63号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市少年補導委員の委嘱について）

生涯学習課長から、都城市少年補導委員の委嘱について、臨時代理したことが報告された。少年補導委員の委嘱日は令和7年6月1日、委嘱任命期間は令和8年5月31日までの1年間で、184名を委嘱する。経験年数が高い方は都城地区地域安全功労者表彰若しくは都城市社会福祉功労者等表彰を受けている。本年度は2名を推薦予定である。また、都城市青少年育成センターが学校教育課から生涯学習課に事務移管したことが報告された。

#### 6.5 報告第64号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱又は任命について）

生涯学習課長から、都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱又は任命について、臨時代理したことが報告された。都城市青少年健全育成市民会議設置規定に基づき、副会長、監事を委嘱及び任命をする。本市民会議は充て職となっており、異動で変わられた方は新任と記載している。副会長は任期2年間で前任者の残任期間を委嘱している。監事は任期1年間で21名を委嘱及び任命する。

#### 6.6 報告第65号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について）

生涯学習課長から、都城市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、臨時代理したことが報告された。両委員とも令和7年7月1日付けで委嘱し、委嘱期間は令和8年6月30日まで。社会教育の推進と公民館運営は密接に関連することなどを総合的に判断し、本市では両委員を同じ人に委嘱又は任命している。

#### 6.6 報告第66号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について）

7月1日付で3名を追加委嘱した。現在委嘱しているサポーターが体調や仕事の関係で定期的に業務に入れない状況があり、慢性的に人手不足の現状があった。上長飯小の上小スマイルフレンドのサポーターに1名、沖水なかよしチルドレンのサポーターに2名を新たに委嘱する。

#### 6.7 報告第67号 令和7年度ふれあい映画祭の開催について

生涯学習課長から令和7年度ふれあい映画祭の開催について報告された。8月の人権啓発強調月間行事の一環として、人権に関する映画鑑賞会を開催し、人権問題について考える機会を提供し、

人権意識の普及・高揚を図る。期日は令和7年8月25日、会場は総合文化ホール大ホールで実施する。対象者は市内の小学生だが、親子参加であれば幼児も入場可能である。

#### 6.8 報告第68号 都城市図書館電子図書サービスの利用に関する要綱の制定について

生涯学習課長から、児童生徒の調べ学習や読書活動に役立てるため、電子図書サービスを提供することが報告された。本サービスは、令和6年度に国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し導入した。都城市が契約する事業者が構築するインターネットを利用して電子図書サービスを提供する。現時点では市内の小・中学校の児童生徒全員にIDとパスワードを配布し、主に学校の調べ学習や読書活動で活用する。図書館カードの活用については今後検討する。貸し出しは1人3点まで、1点につき14日間とする。現在169冊の電子図書を導入しており、このうち156冊は一度に何人でも同時にアクセスできる図書となっている。

報告第63号から報告第68号について一括質疑

質疑（赤松委員）：報告第63号について、経験年数30年以上の方が2名、20年から29年が7名、10年から19年の方が10名と素晴らしい方々がいらっしゃる。また、報告第66号の新しく加わる3名の方のうち、関西さんは二つの高等学校を卒業されていると記載されているが、どちらかが間違いではないか。

回答（生涯学習課長）：訂正する。

質疑（岡村委員）：報告第68号の都城市図書館の電子図書サービスについて、大人向けのIDパスワードの交付については検討しているのか教えていただきたい。

回答（田中副主幹）：図書館と情報共有を行っており、利用者へのサービス提供を検討している。ただし、現状は小学生から中学生向けの図鑑やライトノベル系が主で、大人の方への利用については予算と選書の兼ね合いを含めて検討したい。

回答補足（生涯学習課長）：先々では利用できるようにしたいと考えている。

質疑（委員長）：管理者用アカウントについて、重複利用を避けるため、誰がどのアカウントを使用するか明確にしておいた方が良いのではないか。

回答（生涯学習課長）：後ほど整理して対応する。

報告第63号から第68号計6報告について承認された。

#### 6.9 報告第62号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和7年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について）

学校教育課長から、令和7年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命について報告された。委員の委嘱等については学校に選任を依頼することから、その回答日に応じて委嘱日に開きがある。各

学校の委員数は4名から8名で構成され、最大8名の学校が30校、7名の学校が15校、6名の学校が6校、5名の学校が1校、4名の学校が2校となっている。令和7年度の委員数は394名で、昨年度の397名から3名の減少となった。

#### 6.10 報告第61号 臨時代理した事務の報告及び承認について（小規模特認校制度を利用した転入学について）

学校教育課長から、令和7年度小規模特認校制度を利用した転入学について報告された。令和7年6月に転入学を許可した児童生徒は、夏尾小学校の1名。児童は自然豊かな環境で学習をしたいという希望があり、夏尾小学校に転入した。現在は新しい環境にも適応し、順調に学校生活を送っている。

#### 6.11 報告第62号 都城市特別支援教育就学奨励制費交付要綱の一部改正について

特別支援教育就学奨励費制度について説明。本制度は特別支援学校の就学奨励に関する法律の趣旨に基づき、特別支援学級に就学する児童または生徒保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、奨励費の支給を行うもの。令和6年度に国の認定基準の改定が行われたことにより、様式第2号に一部変更が加わった。変更点として、所得控除欄に雑損控除、小規模企業共済等掛け金控除を追加、世帯の状況欄に続柄の項目を追加、生活扶助基準第1類に係る「第1類における逡減率」を追加、需要額等欄に教材代障害者母子加算額の項目を追加した。今回の改定は世帯の状況をより詳細に把握した上で援助額を定めるためのものである。

質疑応答はなく、報告第60号から第62号について承認された。

## 7 その他

### 7.1 SNS利用によるいじめ事案の報告

学校教育課から、市内中学校におけるSNS利用によるいじめ事案が報告された。中学校1年時にSNS画像の拡散が始まり、2年時にも拡散事案が発生。被害者保護者からの本年度の申立により、初めて認知した。いじめ防止対策推進法に基づき、申立があったため、重大事態として調査開始。都城・三股町合同の専門者会議で報告され、第三者による調査委員会が設置される予定。調査委員会メンバーや調査内容等の詳細については、後日報告する。

### 7.2 総合教育会議について（総合政策課）

#### 7.2.1 総合教育会議の概要について

総合政策課の氏原主任主事が、令和7年度総合教育会議の概要説明を行った。

令和7年度総合教育会議は7月23日水曜日に実施する。テーマは、市長部局が「外国人児童生徒増加への対応」についてで、教育委員会が「誰1人取り残されない学びの保障」となっている。

会議当日は自由に討議いただくフリーディスカッション形式で実施したい。委員の皆様からのさまざまな発言事項や質疑事項について、7月14日までに事前にご送付いただきたい。

### 7.2.1 外国人児童生徒増加への対応について

種子田総合政策課長が、「外国人児童生徒増加への対応について」、資料に基づき説明を行った。

平成29年約1,100人だった外国人数は、令和6年度には約2,600人と7年間で2倍以上に増加している。国籍別ではベトナムやインドネシアなど東南アジア出身者が大半を占めている。

技能実習が最多で、特定技能や技術人文知識国際業務など就労による滞在が大半であり、市内の人材不足を補う戦力として活躍している。

製造業、建設業、農林業への就労者が多く、近年では小売業、医療福祉などの第3次産業での増加率が高い。外国人を雇用する企業数も令和2年度以降約4割増加している。

小・中学校合わせて17校に45名の外国人児童生徒が在籍している。日本語支援段階では、大半の子どもがほとんど日本語のできない初期支援段階であり、きめ細やかな対応が必要である。

課題・問題点等に対しては、今後の以下のとおり対応する。

○市では6名を雇用し国の配置基準を満たしているが、初期支援段階の児童生徒の多さや多国籍多文化等の現状を踏まえると支援体制が十分とは言えないため、今後、日本語教育サポーターの確保に向け、国・県へ要望を行う。

○日本語や日本の教育制度に対する理解が不足している場合が多く、教育現場の負担が増加しているため、医療や保育、福祉等、部局横断的な情報共有を図る。

○教育現場だけでなく、市の関係部局、地域や企業といった様々な関係者が連携して対応する必要がある、包括的な支援を推進する。

質疑（中原委員）：国の財政的な支援の先行きが不透明である点が懸念され、との認識でよいか。

回答（総合政策課長）：日本語教育サポーターを市で増やしているが、国の基準と現場に相違があり、国の補助も今後が不透明な部分があり懸念している。国の基準は1校につき児童生徒18名に対し1人となっているが、本市のように何か所かの学校に外国人児童生徒が在籍している状況では対応が困難である。

質疑（岡村委員）：知り合いがボランティアで外国人児童生徒の支援を行ったことがあったが、人材もお金もない中で、地域の方の掘り起こしが必要ではないか。

回答（総合政策課長）：学校現場だけでの対応は難しい。地域・企業とも連携し、支援していくことが重要と考える。

質疑（赤松委員）：18名に対して指導員1名という文部科学省の根拠は何か。

回答（総合政策課長）：具体的な根拠は不明だが、都会の学校の状況を前提とした考え方で設定されているのではないかと考える。情報を整理して回答する。

意見（赤松委員）：地域の実情に沿っていない基準を文部科学省が定めることはいかなるものか。

意見（宮田委員）：外国人支援に市内の NPO やボランティア団体の状況、国際交流協会の活動状況について確認したい。

質疑（中原委員）：タブレットの翻訳アプリを活用したらどうか。

回答（立元学校教育課指導主事）：学校には翻訳機の貸し出しを行っているが、不足している状況。タブレットや日本語教育サポーターのスマートフォンなどを活用しながら対応している

回答補足（教育長）：アフガニスタン出身の子どもたちのように読み書きができない場合は、タブレットでも分からないので、優しい日本語から教えるしかない現状がある。

質疑（赤松委員）：外国人児童生徒を公立小中学校が引き受ける義務はないにも関わらず、積極的に受け入れているのに、この基準はおかしいのではないか。

回答（教育長）：外国人児童生徒の受入について、国からの通知はどうなっているか？

回答（立元学校教育課指導主事）：（通知文書を今持ち合わせていないため要旨であるが）受け入れ義務はないが、積極的に受け入れるよう通知されている。

質疑（宮田委員）：これだけ外国人が増えたのは市の施策か？

回答（総合政策課長）：積極的に市が受け入れを行ったものではないが、人手不足に伴う企業のニーズや国際情勢等の関係で増加しているものと思われる。

質疑（宮田委員）：同じような状況で急激に増加している他の自治体の状況について確認をお願いできないか。

回答（総合政策課長）：他の自治体の状況を確認する。

教育長から、質疑を受けた事項について総合政策課と学校教育課で整理し、早めに回答することが確認された。

## 7.2.2 誰一人取り残されない学びの保障について

清水教育政策課長が、「誰1人取り残されない学びの保障」について資料に基づき説明を行った。

不登校児童生徒は、昨年度末で470名と最多を更新している。現在、不登校対策として、校内教育支援センター、スプリング教室、青空ラボ、図書館等での支援施策を展開中。4月のニーズ調査では、6,415名（回答率50.7%）の保護者から回答を得た。別室登校を希望する保護者が最多で、不登校傾向家庭ではオンライン支援や学びの多様化学校の設置を希望する声が多く、学びの多様化学校への肯定的回答は約65%であった。

特別サポートルームは、昨年度の県のモデル事業の成果を踏まえ、本年度から市が事業化し、妻

ケ丘中学校と山田中学校に支援員各2名（短時間勤務）を配置している。

児童生徒それぞれの状況に応じて、学びの場の選択肢を増やし、誰1人取り残されない学びの保障を今後も検討していきたい。

質疑（赤松委員）：スペシャルサポートルームのスタッフは何名配置されているか。

回答（教育政策課長）：1校につき短時間勤務の方が2名で、常に1名配置する形である。

補足回答（教育政策課 甲斐指導主事）：1日4.5時間の短時間勤務のスタッフを2名、午前シフト午後シフトに組み合わせて終日をカバーしている。

質疑（岡村委員）：学びの多様化学校や適応指導教室等について、不登校の子どもたちが外に出て活動できて、つながりを作るためのものと思うが、やはり子どもたちの自立する力をつけることが一番大きな目的ではないか。様々な取組がなされているが、都城らしさを感じるが、同じ足並みで、同じ土台で子どもたちに向かっていけるものがあるとよいのではないか。期待しているところは大きい。

回答（教育長）：同じ土台で考えることは、筋がちゃんと通っていないといけないということである。多様化学校の審議委員会もそういうことを理解いただかないといけない。

質疑（中原委員）：不登校や不登校傾向の児童生徒の場合、朝起きれないとか、日中寝ているとか、日中の活動が難しいという子どもの話を聞く。活動が夜になると考えた場合、スペシャルサポートルームはどうか分からないが、オンライン支援など夜に実施するということなども少しは検討しておいた方がよいのではないか。

回答（教育長）：起立性調節障害という病気もあり、朝、血圧が低くて何もできないということもある。誰1人取り残さない学びの保障ということであれば、そのことも頭に入れておかないといけない。

質疑（岡村委員）：三股町の取組で夜学校のようなものがあるが、参考になるのではないか。

回答（委員長）：社会福祉協議会が独自でやっている取り組みである。

回答（教育政策課長）：全て行政でやるのは難しいので、民間の方の活動も含めて考えていきたい。

意見（赤松委員）：誰1人取り残されない学びの保障という言葉を文部科学省が使うことについて、学校で教育している先生で子どもを取り残すなんて思っている人は1人もいない。

質疑（宮田委員）：この不登校支援の取組について、客観的に上手くいくような意見を述べてもよいか。

回答（教育長）：子育ての経験値も踏まえて、親の立場も含めて意見をいただければよい。

## 8. 閉会

教育長は、令和7年7月定例教育委員会の閉会を宣言した。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長